

第3章 立地の適正化に関する基本的な方針

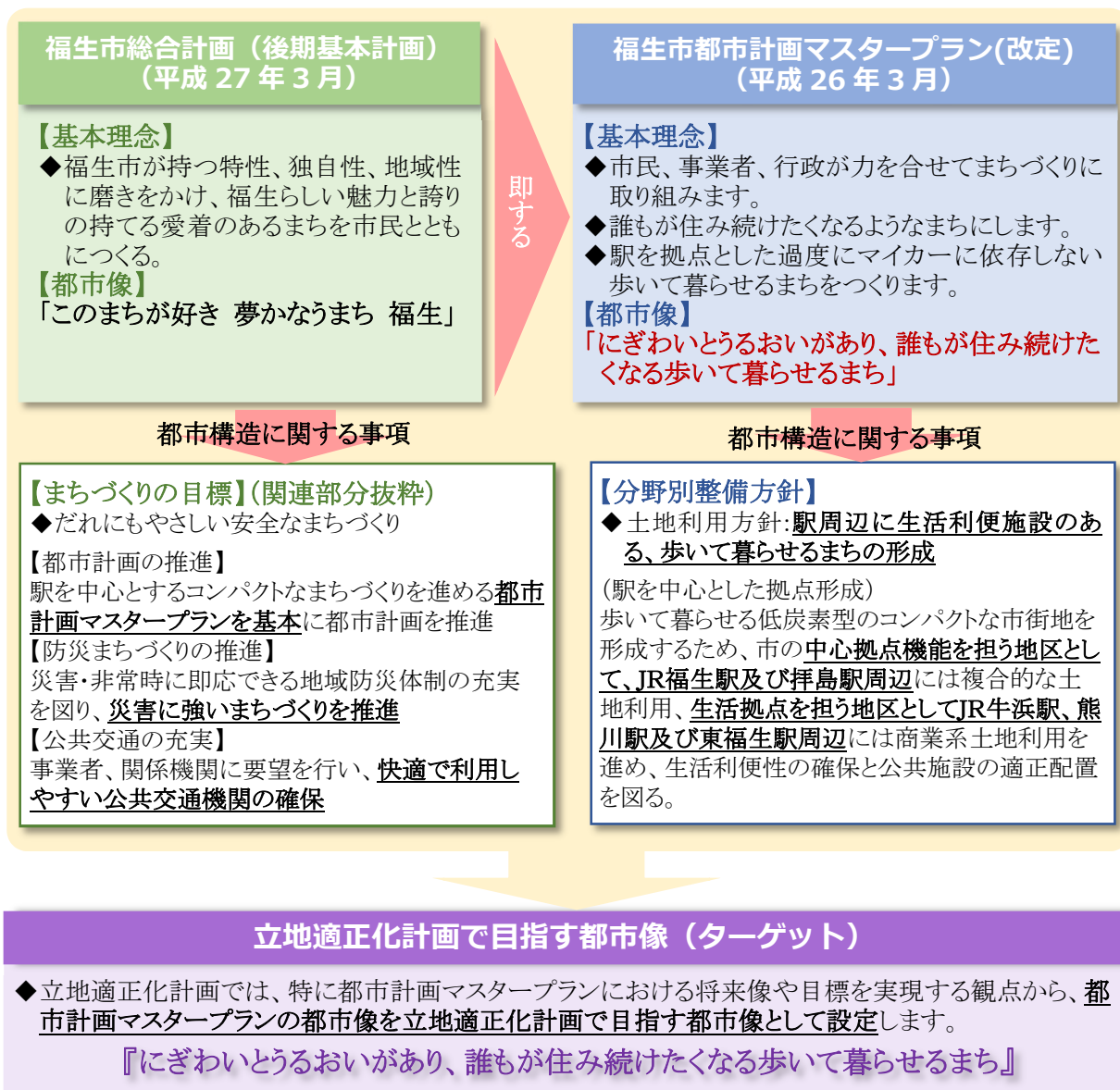
第3章 立地の適正化に関する基本的な方針

本章では、前章で整理した将来見通しに基づく課題への対応や、総合計画・都市計画マスタープラン等の上位計画における将来都市像の実現を目指すという観点から、立地適正化計画で目指す都市像(ターゲット)及びまちづくりの方針(ストーリー)を設定し、それらの実現に向けて、立地適正化計画で目指す都市の骨格構造を示します。

1. 立地適正化計画で目指す都市像(ターゲット)及びまちづくりの方針(ストーリー)の設定

・立地適正化計画に関連する上位計画でのまちづくりの方針(抜粋)については、下表のとおりです。

【立地適正化計画で目指す都市像(ターゲット)の設定】



【立地適正化計画で目指すまちづくりの方針(ストーリー)の設定】

方針1

選ばれるまちになるための福生駅をはじめとした駅周辺の拠点性強化

- ◆福生駅周辺やその他四つの鉄道駅周辺には、引き続き多様な都市機能の導入を図っていきます。
- ◆特に低未利用地が多く存在する福生駅西口周辺においては、容積率を十分に活用した複合的な土地活用の実現を目指し、国の支援制度等も活用した市街地再開発事業を視野に入れ、更なる拠点性の向上を図っていきます。また、駅前居住人口の確保と、賑わい創出のため集客力の高い公共機能等を導入していきます。

方針2

高齢世代や子育て世代が安心して暮らせる住環境形成

- ◆市民が安心して暮らし続けられる持続可能なまちづくりや、若い世代の受け皿となり得る、優良な都市基盤が整ったエリアでの住環境の再生(住替えや新規居住者の確保、著しい高齢化が見込まれるエリアへの若い世代の誘導)、空き家や低未利用地の有効活用を進める等、健全な世代構成バランスの確保と、子育て世代や子どもの居場所づくりを進めていきます。
- ◆若い世代の誘導・定住化を促進するため、『子育てしやすいまち』として選ばれた強みを生かし、更なる子育てしやすい環境を創出するため、各分野との連携により施策を展開していきます。
- ◆また、今後の更なる高齢化に対応すべく、多くの高齢者が安心して心豊かに暮らせる環境を形成するため、地域包括ケアシステム[※]との連携及び高齢者の健康増進に寄与する施策を展開し、高齢者の居場所づくりを進めていきます。

※地域包括ケアシステム:地域住民に対する医療・介護・福祉などのサービスを、関係者が連携・協力して一体的・体系的に提供する体制

方針3

市民の日常生活を支え、拠点へのアクセス性を高める公共交通ネットワークの充実

- ◆現在のバス路線については、都市機能の適正な配置や人口構成バランスの確保に努めることで、バス利用者数を維持し、公共交通サービス水準の維持にもつなげていきます。
- ◆また、公共交通空白地域における高齢者等の移動手段確保に向け、関係機関と連携しながら効果的なネットワーク形成を図っていきます。

・立地適正化計画で目指す都市像(ターゲット)及びまちづくりの方針(ストーリー)の実現に向けては、後述の立地適正化計画における都市機能・居住誘導区域、誘導施設及び誘導施策等の設定により具体化していきます。

2. 立地適正化計画で目指す都市の骨格構造

- ・「福生市都市計画マスタープラン」における将来都市構造の考え方については、下表のとおりです。
- ・立地適正化計画では、特に都市計画マスタープランの将来都市構造における拠点配置等の考え方を踏襲し、都市機能誘導等により拠点構築の実現化を目指します。

【都市計画マスタープランでの拠点の位置付け】

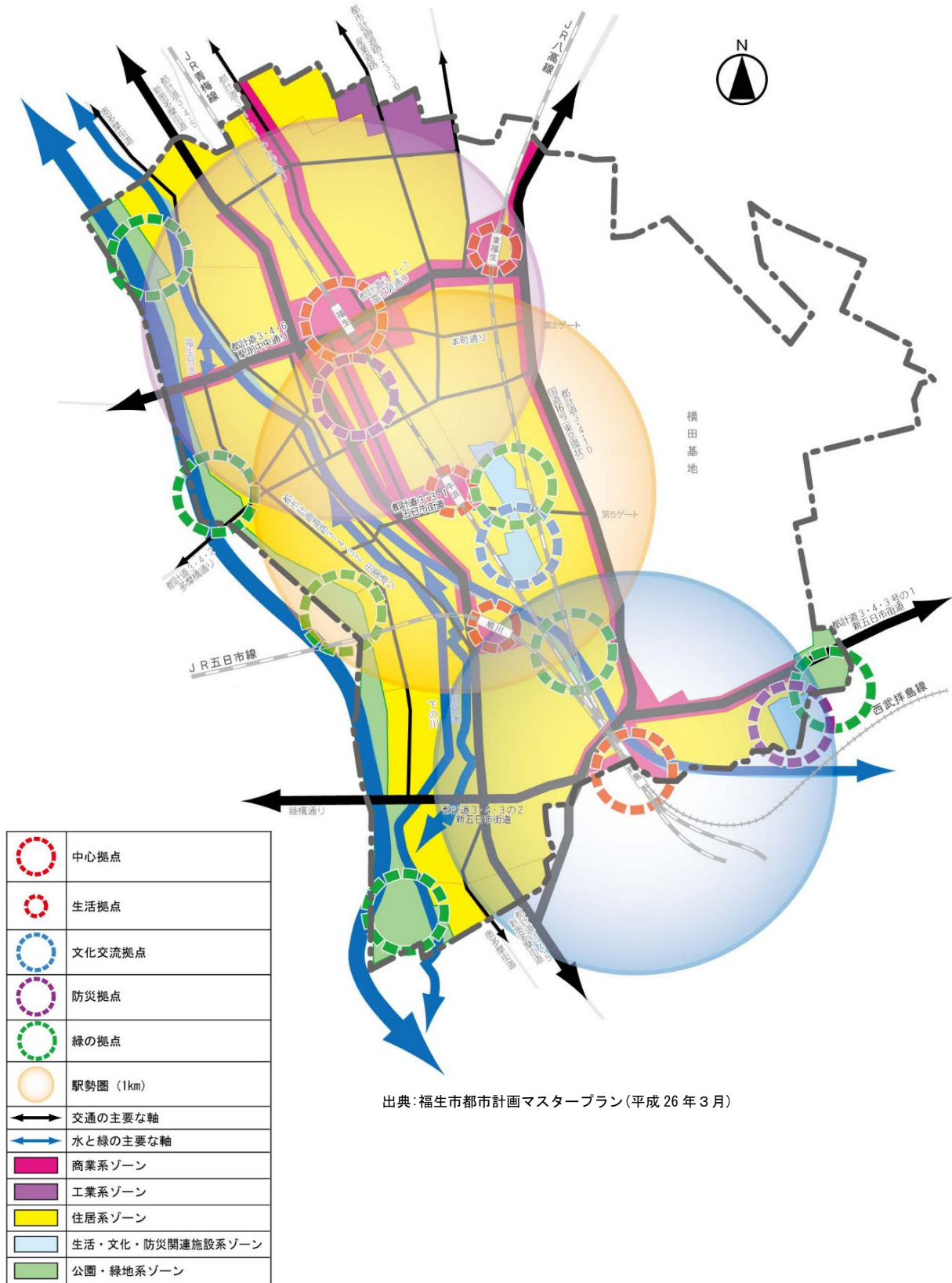
分類	都市計画マスタープランでの拠点の位置付け
中心拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・駅から歩いて暮らせる生活圏を想定して位置付ける。 ・福生駅と拝島駅の周辺を、商業・業務・文化・交流機能を中心とした多様な機能が集積する本市の「中心拠点」として位置付ける。
生活拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・駅から歩いて暮らせる生活圏を想定して位置付ける。 ・牛浜駅のほか東福生駅及び熊川駅周辺を、日常生活の利便性が集積した地域の中心的役割を担う生活拠点として位置付ける。
緑の拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・多摩川緑地、熊川緑地、玉川上水緑地、福生公園を「緑の拠点」として位置付ける。
文化交流拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・「文化の森」を中心とした公園や図書館などの施設が集積するエリア一帯を「文化交流拠点」として位置付ける。
防災拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法に基づく災害対策本部を市役所と、福東地域に建設中の避難所の機能のほか応急給食機能等を持つ防災食育センター(災害時対応施設)を「防災拠点」として位置付ける。

具現化

【立地適正化計画での拠点の位置付け】

分類	立地適正化計画での拠点の位置付け
福生駅周辺を中心とする拠点	<ul style="list-style-type: none"> ◆本市は鉄道駅を中心に発展してきた歴史的背景を有し、中でも、現に業務・商業機能が集積している福生駅周辺を市の中心となる拠点として位置付け、非日常的な機能も含めた高次都市機能の立地誘導を図ります。
拝島・牛浜・東福生・熊川駅周辺を中心とする拠点	<ul style="list-style-type: none"> ◆福生駅以外の拝島駅・牛浜駅・熊川駅・東福生駅周辺については、周辺の居住者の日常生活を支える拠点として位置付け、主に周辺住民を対象とした日常生活サービス機能の立地誘導を図ります。 ※拝島駅周辺は、大型商業施設・医療施設等の高次都市機能を含めた生活利便施設の大半が、隣接する昭島市に立地している状況です。したがって、福生市域内を対象とする本計画では、昭島市との機能分担を図ることを前提に、拝島駅周辺を日常生活を支える拠点として位置付けます。

【都市計画マスタープランにおける将来都市構造】



出典：福生市都市計画マスタープラン(平成26年3月)

はじめに

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

